

健全化への取り組み

土地開発公社は市の要請に応えてその役割を果たしてきましたが、結果として膨大な借金を作る事となつてしまい、もはや土地開発公社だけの力では解決が困難なものとなりました。平成9年度末の土地開発公社の借入金残高は、過去最高の90億円に及びました。

市では、こうした土地開発公社の問題を改善するために平成9年度から2度にわたる「再建計画」を策定し、補助金の投入や負債金額の無利子貸し付けによって対策を講じてきましたが、根本的な解決には至りませんでした。

その結果を受け、平成20年度に「石狩市土地開発公社経営健全化計画」を策定し、平成39年度までの20年間で公社問題を整理し、土地開発公社を解散する対策を講じることにしました。

市では計画に沿って対策を進め、平成25年度末までに、防災対策の拠点として保有地面積の6割を占める志美地区を処分したことなどもあり、借入金残高を28億円まで減らし、大幅な改善を見ることができました。

しかし、処分できずに残った保有地のほとんどは、市が事業化する計画がないことから、民間に売却する

こととなりますが、今般の社会経済状況下では土地価格の上昇や用地の早期処分の可能性は低く、今後の土地開発公社の経営を改善する具体策は見いだせない状況でした。

土地開発公社 解散の前倒し

国(総務省)では、土地開発公社などの第三セクターの経営問題を抜本的に解決するための特例措置として三セク債[※]の制度を創設し、その活用を地方公共団体に促してきました。

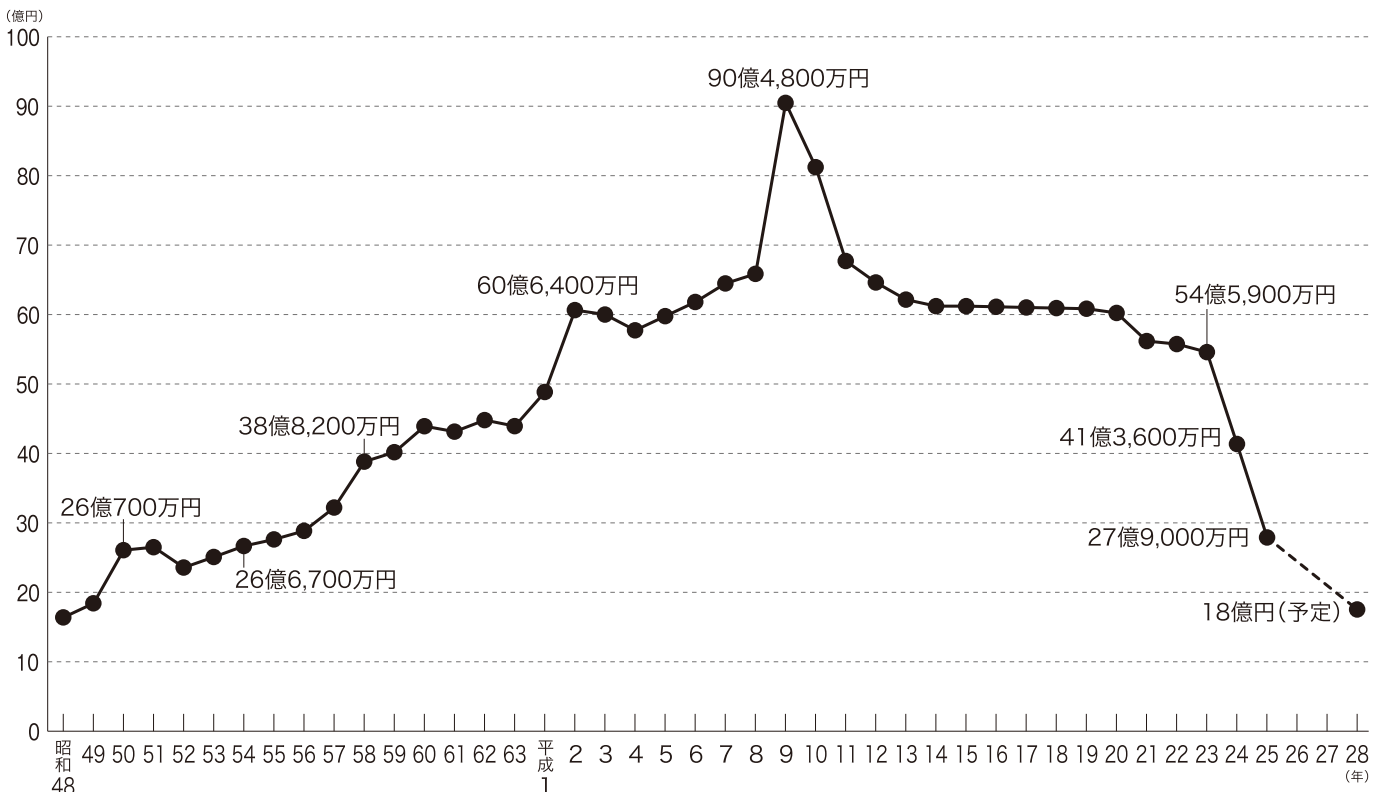
三セク債は平成21年度から平成25年度までの時限的措置で、この間に活用することが条件となっていました。

市では、制度の最終年度にあたる平成25年度に活用を検討しましたが、合併特例債を活用して市が事業化を進める方が将来の負担が少なくなるとの判断から、制度の活用を見合わせた経緯があります。

こうした中、国では三セク債の活用を平成28年度まで延長することとしたことから、市ではそれを受けて、平成28年度までに三セク債の活用ができないかを再度検討したところ、保有地の約3分の1にあたる土地を事業化による処分を行い、債務を大幅に縮小できる見込みが立ったことで、市民の将来負担をより低く抑えられ

公社借入金残高(年度末)

借入金残高



◎なぜ三セク債という借金をしてまで
公社を解散するのか？

土地開発公社の存続は、市の債務を将来に先送りすることであり、土地価格の下落に伴い、用地処分の際には多額の財源を必要とすることになります。そうすると、突然の膨大な負担によって財政状況が一気に悪化し、赤字団体に転落することも考えられ、市は正常な財政運営ができなくなる恐れもあります。

土地開発公社が存続する限り、常にそのような財政的リスクを抱えることとなることから、限られた期限の中で三セク債を活用して土地開発公社を解散することが、将来の市民負担の軽減や財政健全化につながる最善の策であると判断しました。

る見通しとなりました。
また独自の財政努力により、市が公社に対し未払いとなっている用地購入代金を平成28年度までに支払うことができる見通しとなったこともあり、三セク債を活用できる環境が整いました。
市では再度、健全化計画の見直しを行い、三セク債を活用した土地開発公社の解散が、将来的な市民負担を最も軽減でき、今後の安定的な財政運営に寄与すると判断し、平成28年度までに解散する方針を決定しました。
今後は国（総務省）や北海道と平成28年度の公社解散に向けて具体

の協議をすすめる、最終的には議会の議決を経て、北海道知事の認可を受けることとなります。

* * *

※三セク債 正式名称は「第三セクター等改革推進債」と呼ばれ、経営が著しく悪化している土地開発公社などに対し、抜本的な改革をする際に、国が特別に発行を認める地方債（借金）のこと。この制度は、平成21年度から平成25年度までの5年間の期限措置となっていました。平成26年3月にこの制度を平成28年度まで延長する経過措置が設けられ、平成26年7月に石狩市はこの制度を活用できる団体として承認されました。

石狩市土地開発公社解散の計画図

土地開発公社を解散し、三セク債を借り入れるまでの手続き（予定）を図で示すと以下のようになります。

